

環境配慮契約法 基本方針の改正案

産廃処理を追加 優良適合など評価

入札参加に裾きり方式

環境配慮契約法に基づく基本方針の改正案がこのほどまとまった。産業廃棄物処理の契約を新たに規定したがポイント。具体的には、①環境配慮への取り組み状況と優良基準への適合状況、②2つの要素をポイント制で評価し、一定の点数を下回る事業者に入札参加資格を与える、裾きり方式を採用した。改正案をまとめた環境省は、実質的に優良産廃処理事業者であれば裾きりの要件をクリアできる考えを示しており、関係者からは優良認定事業者が増える懸念も指摘されている。その鍵は、この契約方式が地方公共団体や企業に波及するかどうかで、今後の動向が注目される。改正案は来月5日に閣議決定される予定で、その後の入札に付する契約から適用される。

地方や企業へ波及が焦点に

来月5日に閣議決定へ

今回の改正は、これまで「契約方式の解説」としてインターネットによる価格競争による産廃処理契約を環境に配慮したものに転換するものが狙い。環境配慮の取り組みを点数で評価し、一定の点数以上の事業者だけが入札に参加できる仕組みを導入する。改正案では、具体的な入札条件について「調達者において決定する」とのみ記されているが、環境省は別途「契約方式の解説」としてインターネットによる情報公開、「環境配慮の取り組み」(環境マネジメントシステム)の認証、「電子マネージャー」(財務体質の健全性)の減計画・目標、「全従業員への研修・教育」の3項目、②優良基準への適合状況については「優良適正」(特定不利益処分を5年間受けていない)、「事業の透明性」の「解説」では具体的な

を例示。例えば、中間処を指定し、その60%以上の入札の場合、①の評価上限値として項目で25点、②の評価している。②の評価項目で50点を配点満点は、優良産廃処理業者の

認定基準にもなっていることから、環境省の示す配点例に従えば、優良認定事業者であれば入札資格の要件を満たしていることになる。環境配慮契約法は、国と独立行政法人などの契約を対象にしており、地方公共団体については努力規定があるのみ。環境省も、医療機関や大学から排出される産業廃棄物処理が主な対象と見ている。

今回の改正が国等の契約にとどまっている限りは、産廃業界への影響は軽微と見られている。しかし、上下水道汚泥などを排出する地方公共団体、さらには地方公共団体と取引のあるゼネコンなどの企業へ波及する可能性が十分にあると見ている。業界関係者は少なくない。優良産廃処理業者であれば入札参加資格の条件を満たしているため、入札を必要としない企業の場合は国のような評価を行わず、認定業者のみを対象に産廃処理の見積りや発注をインターネットが考えられる。そうすれば産廃業者に及ぼす影響も大きく、優良事業者の認定取得にたぐれ打つ可能性もある。環境配慮契約法は、国や独立行政法人などが製薬やサリールを調達する際、温室効果ガスの排出削減に配慮し契約を推進することを定めたも

の。同法に基づく基本方針では、①電気の供給②自動車の購入および賃借③船舶の調達④省エネルギーの回収事業⑤建築物に関する契約について、具体的な環境配慮の内容や手続きが規定されている。今回の改正では、⑥の「建築物の契約」の中に「産業廃棄物の処理に係る契約」を新たに位置づけた。改正内容の周知徹底を図るため、環境省は来月6日から8都道府県で国の地方機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、産廃処理業者などの関係事業者を対象に全国説明会を開催する。詳細は、同省ホームページを参照。